

大垣市議会議員選挙

投票日は4月23日(日)

任期満了に伴う大垣市議会議員選挙の投票日は、4月23日(日)です。投票時間は、午前7時から午後8時(西山・時山投票区は午後7時)までです。

あなたの貴重な一票を大切にしましょう。

詳しくは、市HPをご覧くださいか、市選挙管理委員会(☎47-8292)へ。



市HP

◆投票できる人

市議会議員選挙で投票ができるのは、平成17年4月24日までに生まれた人で、令和5年1月15日までに転入届出をされた人または、住民票が作成されている人です。

なお、市外へ転出すると投票はできません。

令和5年3月11日以降に市内の他の投票区へ転居された人は、前住所地の投票所で投票してください。

◆投票所入場券<県議選と市議選で共通>

投票所入場券は、県議選と共通ですので、県議選で使用したものをお持ちください。

投票所入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも選挙権のある人は、投票ができますので、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けないことが見込まれる人は、右表の場所と日時で期日前投票ができます。

場 所	日 時
市役所 1階 多目的スペース	4/17(月)~22(土) 8:30~20:00
上石津地域事務所 1階 第1会議室	
墨俣地域事務所 2階 地域政策課	

期日前投票をする場合はスムーズに受付を行っていただくため、事前に投票所入場券の裏面にある「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ持参してください。

◆郵便等による不在者投票

郵便等投票証明書の交付を受けている人は、4月19日(水)の午後5時までに市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしていただくと、在宅投票ができます。

◆投票・開票速報

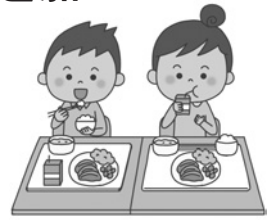
開票は投票日当日の午後9時30分から大垣城ホールで行います。また、投票率と開票状況をインターネットで速報します。

◆インターネットURL <https://www.ginet.or.jp/senkyo/>

子ども食堂実施団体に補助

～備品購入補助を追加～

無償または低価格で食事を提供する「子ども食堂」を運営する団体を対象に、補助金を交付します。



- *対象/子ども食堂を月1回以上(学校の長期休業期間中に実施する場合は計8回以上)開催し、1回10食以上の食事を提供する団体
 - *対象経費/賄材料費、使用料、保険料、光熱水費など
 - *支給金額/上限20万円(補助率10/10) ※実施回数に1万円を乗じた金額または20万円のいずれか少ない金額
 - *支給期間/最長5年間
- 令和5年度から、開設・運営に必要な備品購入費に対して、10万円を上限に補助します(1団体につき1回限り)。
申請方法など詳しくは、子育て支援課(☎47-7064)へ。

5月1日(月)・2日(火)

マイナンバーカードの暗証番号の再設定など一部手続きができません

全国的なシステムメンテナンスのため、5月1日(月)・2日(火)の両日、マイナンバーカードの暗証番号の再設定や登録事項の変更、電子証明書の発行・更新など、一部の手続きができません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、窓口サービス課(☎47-8764)へ。

大垣市未来ビジョン

市民アンケート調査にご協力を

市は、長期的な視点に立ち、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくため、大垣市未来ビジョンに基づくまちづくりを進めています。

このたび、同ビジョンに示す取り組みに対して、市民の皆さんが感じている満足度や重要度などを把握するためのアンケート調査を行います。

4月下旬に、無作為に抽出した3,000人に調査票を郵送しますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、地域創生戦略課(☎47-8244)へ。

- *回答方法/5月15日までに、郵送(返信用切手不要)またはインターネットで回答
- *備考/無記名のアンケート方式で、結果は統計的に処理します



浄化槽の設置に補助

着工前に必ず申請を

水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。

なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。詳しくは、環境衛生課(☎47-8574)へ。

- ◆対象浄化槽/50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ◆対象地区/大垣地域は下水道事業計画区域外等の地区、墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
- ◆対象建物/設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新(入れ替え)などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外
- ◆補助限度額/右表のとおり

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6~7人槽	41万4,000円
8~10人槽	54万8,000円
11~20人槽	93万9,000円
21~30人槽	147万2,000円
31~50人槽	203万7,000円

※現在、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用しており、同一敷地内で合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費について、単独で転換する場合は12万円を上限に、汲み取りから転換する場合は9万円を上限に加算し、宅内配管工事費は30万円を上限に加算(建替・増改築を除く)

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】大垣メンテナンス(☎78-9086)
【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業(☎32-0586)
<多良・時地区>中央清掃垂井営業所(☎22-0852)
【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所(☎62-5266)
 - ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
 - ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を行ってください
- ※最終清掃を行わずに浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊すと、法律で罰せられる場合があります。また、浄化槽の使用を一時的に休止する場合も、休止前に清掃が必要です